

平成24年知立市議会12月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成24年12月17日（月） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

安江 清美	田中 健	山崎りょうじ	池田 滋彦
神谷 文明	水野 浩	久田 義章	高橋 憲二

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	清水 清久	協 働 推 進 課 長	山口 義勝
企 画 政 策 課 長	加古 和市	総 務 部 長	今井 尚
総 務 課 長	岩瀬 博史	安 心 安 全 課 長	高瀬 季治
税 務 課 長	小笠原忠利	会 計 管 理 者	鈴木 健一
監査委員事務局長	高木 洋幸	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	野村 清貴	教 育 庶 務 課 長	石川 典枝
学 校 教 育 課 長	宇野 成佳	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	水嶋 広
文 化 課 長	寺田 和彦		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第55号	知立市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第56号	知立市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第57号	知立市暴力団排除条例の一部を改正する条例	〃
議案第60号	平成24年度知立市一般会計補正予算（第4号）	〃
議案第63号	平成24年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第67号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例	〃
議案第68号	知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例	〃
議案第69号	知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例	〃
陳情第23号	社会保障の施策拡充についての陳情書	不採択
陳情第24号	消費税率引き上げ中止等を求める意見書の提出を求める陳情書	〃

午前9時59分開会

○山崎委員長

定足数に達していますので、ただいまより企画文教委員会を開会いたします。

ここで当局より発言の申し出がありますので、これを許します。

○総務課長

お許しをいただきましたので、御発言をさせていただきます。

去る12月6日開催されました市議会一般質問において、水野議員から御質問いただいた中で、御指摘をいただいた件でございます。

12月2日執行の知立市長並びに知立市議会議員補欠選挙の投票におきまして、とある投票所において、選挙人の方に対して住所、氏名を記載させたことに関しまして、その後、私ども選挙人御本人様に御面談をいたしました。また並びに、当時対応した職員本人からも事実行為を確認をさせていただきます。この結果について御報告をさせていただきます。

選挙人御本人様には、12月6日午後6時45分ごろ御自宅のほうにお伺いをいたしました。直接お会いをして、私どもから改めて当時の対応についておわびをさせていただきました。御住所並びにお名前を伺った事情、理由などを御説明を差し上げまして、本来は御本人様に自筆していただくのではなく、私ども職員が御本人様から御住所、お名前をお伺いをして私どもが控えてすべきことであつたと内容を御説明いたしましたところ、御本人様も快く御理解を示していただきまして、お許しを得ることができました。

まず、御住所だとかお名前を伺う理由については、同一期日でとり行われる選挙の場合、選挙を行う選挙人の皆様によっては、該当する全ての投票を行うことなく、一部の投票に関しましては、私はこれについては棄権をしますという御意思をお示しをされる場合がございます。

しかし、これについては、当然投票の自由ですので、保障されるべきこととございまして、棄権

されること自体は何ら問題のない事柄でございます。

しかし、一旦棄権をされた場合でも、その投票当日の終了するまでは、お考えがもし変われば棄権した投票に関しましても改めて投票する権利については本人様でございますので、その投票の権利は保障されるべきでございます。このように一旦棄権をされた場合でも帰宅後、御家族とお話をしたりですとか、いろんな情報を得る中で、改めて投票にもう一度行ってみようということが過去にもないことないものですから、そういったことからしまして、選挙人の方の投票の権利を保障するためにも、今回市長選を投票された後に市議会議員の補欠選挙を御辞退されたわけなんです、お帰りになられた後に、再び選挙人の方が、さきに御説明しましたとおり、改めてもう一度補欠選挙のみに限って投票させていただきということで、投票所のほうにお運びいただくケースが十分考えられますものですから、その際には、どちらのどなた様が棄権をされたかということを抑えてないと、受付所では既に両方投票しちゃったという形の処理がされております。したがって、御住所、お名前を伺わないことには、その方が一旦帰った後に、またもう一度訪れた際に、その方が投票していないということが判別できるように御住所、お名前をお伺いするわけでございます。

ただし、その場合でも、中には、もう私はそういったことについては考えは変わらないから、いいですと、住所、名前は言うことは控えると、遠慮しとくというお客様もいらっしゃいます。そのようなお客様の場合には深追いはせずに、一応投票録上には男性もしくは女性が1名棄権をされたということを抑えておけば投票録そのものはきちっと作成ができるものですから、その場合については、どちらのどなた様かはわかりませんが、男性もしくは女性の方で数名棄権をされたということで、そういうことを控えるような形にしておりまして、職員のほうにもその旨はよくよく伝えてはあつたんですが、何らかの事情で忙しさにかまけてたのかどうかよくわかりませんが、ついつい

不用意ではあったと思います。御本人様に書いてくださいというようなことをしてしまったということでございます。

このようなことがないように十分指導はしてまいる所存でございますし、今回の国政の場合でも事前にそのことはきちっとお話を差し上げました。御本人様も前もってきちっとその辺の理由を説明していただければ、私はそんなに気分を害することはなかったということなんです。その理由を説明する前に、先に住所とお名前を書いてくださいということを言ったがために、非常に御本人様に不快な思いをさせてしまいました。この件に関しましては、弁解の余地もございませんで、深くおわびを差し上げます。

以上、事実行為のみに限って御報告させていただきました。ありがとうございました。

○山崎委員長

それでは、本委員会に付託されました案件は10件、すなわち議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第60号、議案第63号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、陳情第23号、陳情第24号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第23号及び陳情第24号の2件につきましては、趣旨説明の希望があります。まずこの委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の案件が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。説明者の方は、お名前をお呼びしましたら正面の説明席についていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合はまとめて10分程度といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員の方は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、陳情第23号及び陳情第24号の提出者の代理の西村さん、説明席にお座りください。

西村さん、陳情第23号及び陳情第24号の趣旨説明をお願いいたします。

○西村秀一氏

本日は、陳情趣旨説明を述べさせていただく機会を設けていただき、ありがとうございます。

愛知県自治体キャラバンの中心的な団体であります愛知県社会保障推進協議会事務局次長の西村秀一と申します。

自治体キャラバン実行委員会は、労働団体、婦人、中小業者などの市民団体、医療、福祉関係の団体が協働しまして県下の暮らしを守る社会保障の推進の運動を進めている実行委員会でございます。今回提出させていただいた陳情書のように、毎年県内全ての市町村に社会保障施策の拡充を求めて陳情書を提出し、当局とも懇談しています。この間、知立市におかれては、子ども医療費の助成の拡大や妊婦健診の14回助成、ヒブワクチンなどの任意予防接種への費用助成など、幾つかの福祉施策を拡充いただき、ありがとうございます。

本日は、きょう御審議いただく陳情の内容ですが、去る8月に国会で決められた、いわゆる社会保障税一体改革法の問題にかかわることで、昨日の総選挙で政権交代となりますが、この法律は、御承知のとおり、民主と自民、公明3党合意により成案化され成立してきたもので、新しい政権もそのまま引き継ぐものであります。

第1に、社会改革推進法は、社会保障のあり方として自助、共助を中心として、公助はそれを補足するものとして位置づけています。国は、国民の生存権を保障する義務があるとする憲法第25条から大変逸脱した大きな問題を含んでいます。

第2に、消費税増税については、2014年4月に8%、2015年10月に10%引き上げることを決めましたが、特に我が国の消費税は、生活関連費を含む全ての取り引きに一律に課税されるもので、低所得者ほど負担率が高い社会保障のあり方に逆行する税制となっています。

こうした法律がそのまま実施に移されれば、社

会保障への国の責任が放棄され、そのしわ寄せは地方自治体と国民に押しつけられる大変な問題を含んでいます。本日は、そうした動きを踏まえ、次の項目について説明させていただきます。

第1に、陳情第23号の社会保障拡充についての要望です。自治体の基本的あり方の愛知県地方税滞納整理機構の問題についてです。私たちの要望の基本は、徴税は自治体の業務であり、法的根拠のない滞納整理機構が徴税の業務を行うことは、その権限がないということです。

現に、昨年4月発足以降、さまざまな問題が起きています。愛知県社会保障推進協議会参加の中小商工業者の方の団体からは、津島市の建設業者の例ですが、税金をまとめて払えず、少しずつ払っていたが、機構送りになり、西尾張地方税滞納整理機構の担当員は、建設業者の分納の相談に耳を貸そうとせず、一括で払うか、さもなくば差し押さえと迫っています。

また、機構職員から、子供を高校中退させて働いてもらえと言われたのは愛西市の業者ですが、差し押さえられたら仕事も続けられず、生活もできなくなるという訴えに対して、機構側は、事業をつぶしている人は多いし、それも一つの手。仕事ができるかどうかは、あなたの勝手だと言い放ちました。大原町の建設業者は、来月に入金があるので滞納は全額払うと申し出ましたが、機構は取引先に行き、売掛金の差し押さえをしたりしています。国保税滞納を含む強制的な税の徴収は、銀行口座の差し押さえとなりますが、中小商工業者の方の銀行口座の差し押さえは、事業そのものができなくなることに加えて、生活費も含めて差し押さえられることとなります。

私たちのアンケートに対して知立市は、分割納税、減免執行停止なども対応と御回答いただきますが、ぜひ該当者の相談に当たっては、滞納整理機構への呼び出しではなく、知立市の窓口でも相談に乗っていただくようお願いしたいということをお願いしておきたいと思えます。

次に、子育て支援の問題です。就学援助については、私たちの要望から見て、知立市は対象基準

や申請窓口の問題でも大変御努力いただいているところですが、一部民生委員の証明が必要とのこと。この点は外していただきたいというのが私たちの要望です。

②以降の義務教育費の無償化を、ぜひお願いしたいこと。放射線被爆から子供を守るための食の安全管理などもさらに御努力いただきたいと思えます。

③の女性、高齢者に配慮した避難所も引き続きよろしくお願いします。これは障がい者・児施設の拡充とも関連した要望となっています。3.11での経験から、東北では、今日なお障がい者の方が大変な状態に置かれており、私たち愛知県社会保障推進協議会参加の障がい者団体は、今日でも人、物、お金の支援を行っています。福祉避難所の設置を初め、災害時のハンディキャップを抱えた方への対策は万全を期していただくようお願いいたします。

第2に、陳情第24号の消費税引き上げ中止などについてのお願いです。冒頭でも既にお話させていただきましたが、陳情事項の消費税増税法及び社会保障制度改革推進法の撤退と、さきの国会で衆議院解散によって廃案となったマイナンバー法案に対して反対して国への意見書を提出していただきたいというお願いです。

消費税についての私たちの基本的な考えは、社会保障逆行税ということで反対ですが、可決しました法律の実施には、経済成長名目3%、実質2%以上であること。実施については、そのときの政府が改めて閣議決定して実施するということになっています。

選挙中のことではありますが、自民党党首の安倍さんから、メディアを通して聞いた話ですが、経済成長なくして消費税増税はしないと発言を何度も耳にしています。皆さんも御承知のことですが、今日の住民の方々の暮らしの状態では、到底2014年4月に消費税増税が実施できる状況にはありません。ぜひ、消費税そのものの賛否はいろいろありますが、増税中止など的一致点での国への意見書を今の時点で改めて提出いただきますよう

お願いいたします。

また、社会保障制度改革法は、さきに述べましたように、社会保障のあり方として自助、共助を中心として、公助はそれを補足するものとして位置づけている。生存権を保障する国の義務を放棄するものであり、大変大きな問題を含んでいます。この法律によって、これまで積み残しとなってきた年金制度や後期高齢者医療制度、介護保険や医療について新たに設置されました社会保障国民会議の議を経て実施に移そうというものです。

1つの例として、介護保険について見ると、これまで反対が強く、実施されてこなかった介護認定に当たってのケアプラン作成の有料化や高額所得者の利用料2割への引き上げなど、国民と利用者の負担増が改めて検討されることとなります。ぜひ憲法第25条を逸脱したこの法律の廃止を要望し、国への意見書の提出をお願いします。

また、マイナンバー法は、さきの国会での個人情報流出やプライバシーなどの侵害で、実際審議の過程でまとまらなかったもので、日本弁護士会も強く反対しています。ぜひこれについては、再提出に反対していただくようにお願いします。

以上で、陳情の趣旨説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○山崎委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質問なしと認めます。これで陳情第23号及び陳情第24号の趣旨説明を終わります。

西村さん、傍聴席にお戻りください。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第55号 知立市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

まず本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号について、挙手により採決します。

議案第55号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第55号 知立市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 知立市一般職の任期付き職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

議案第56号につきましては、本会議でも具体的に、るる議論がされましたが、私、大変重要な条例だというぐあいに考えております。

本条例を今議会に提出をされた理由、根拠について、まず御紹介ください。

○総務課長

このたび本条例を提案させていただきました背景に関しましては、本会議でも市長が答弁をさせていただいておりますけども、現在、安心安全課に在職していらっしゃる防犯交通アドバイザーの嘱託員の方が体の不調等もございまして、本年度末をもって御退任されるというふう聞いております。

その中で、昨今、皆様方も御承知のとおり、知立市においては交通事故も長きにわたって死亡事故がゼロだったんですが、残念ながら死亡事故もございまして、それと空き巣ですとか、そういった犯罪行為も多くございます。そういった中で、防犯交通のアドバイザーの方の後任ということで、後任の方を探す中で、適材適所ということで非常にそういった形でありまして、警察業務に非常に詳しい方を雇いたいという気持ちがあるわけですが、私ども知立市におきましても再任用制度がございまして、警察職員についても再任用制度がある中で、そういったことで防犯交通に関しまして詳しい方を雇用したいという中では、いろんな処遇面も含めまして、現在の嘱託という立場よりは任期付きの職員という形でお雇いしたほうが職務の面でも責任感を持って従事をしていただけるんであるということもございまして、そういったことですとか、再任用職員と同等程度の雇用条件という形をとりたいという話の中から、今般このような一般職の任期付き職員の採用に関する条例の一部をお願いを差し上げて、短時間勤務という形をお願いをしたいという運びになりました。

以上が理由でございます。

○高橋委員

条例の参考資料第56条関係にありますけど、これは地方公務員法第28条の5第1項に短時間勤務の職について記載されております。

すなわち、任命権者は当該地方公共団体の定年退職者等を従前の勤務実態等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができると、こういうふうにして書いてあるんですね。ちょっと小さくて、老眼なものでやっとなるわけですが、当該地方公共団体の

定年退職者等とあるので、警察官OBがこれに該当しないというふうには言えないと思うんですが、該当するということになると思うんですが、基本は当該地方公共団体、つまり知立市職員で退職した人を短時間で雇うというのが条例の趣旨ではないかと思うんですが、そのあたりどういうふうにお考えですか。

○総務課長

御指摘ございましたとおり、地方公務員法第28条の5におきまして、おっしゃるように任命権者は当該地方公共団体の定年退職者などをという等をとということでございまして、

ですから、基本的なものとしたしましては、特に再任用のケースでいきますれば、当然私どもの定年退職した職員でございまして、任期付きの場合でありますと、などということでも私どもの直接退職した者でなくても、現在も任期付きの職員については育休ですとかそういった形の代替の中で、保育士ですとか、保健師ですとか、そういった方たちを任期付きという形で採用しております。そういったことからすれば、今回の採用をしたいという警察官のOBの方に関しましては支障はないのかなというふうには考えております。

○高橋委員

ちょっと確認をしておきたいんですけども、きょうの提案は、任期付き短期勤務職員なんだよね。今あなたのおっしゃってるのは、従来は任期付き職員だった。今でもおみえなりますね。育休の関係の部署に任期を決めて勤務していただくと、あるいは先日、市史編さんでしたかね、市史編さんという期限が決まった特定な任務について専門職の方を雇い入れたと。これは短時間勤務職員じゃないので、要は常勤職なので定年退職者を予定してないんですよ。だから任期付き職員の場合には、60歳未満の方が当然退職になって、60歳を超えた方を任期付きで雇うのは私は御法度だと思うんです。

今回提案されておるのは、今、私、条文読んだんだけど、定年退職者のうち短時間の勤務の職員を採用するということになりまして、再任用制度

とどこが違うのかということが明確にならずに
やいけないですね。どこが違うんですか。

○総務課長

おっしゃるとおり、自治法では第28条の5とい
うのは定年退職者の方の再任用に関しましてうた
ってある条項の中の一文中でございます。

しかし、今回の任期付き職員に関しましては、
そのほか地方公共団体の一般職の任期付き職員の
採用に関する法律という法律がございます。その
法律に従いまして、この法律の中の第5条で短時
間勤務職員の任用を定めた採用ということで条例
で定めた場合について採用することができるとい
うことも法の中でうたっておりますので、条例
で短時間勤務の職員ということで定めて採用した
いという趣旨でございます。

○高橋委員

第28条の5というのは、再任用職員を決めたも
のですか、これ。違うでしょう。

○総務課長

今回の議案の中については、第2条の第2項の
ところで、この条例において短時間勤務職員とは
地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間
勤務の職を占める職員をいうということで、この
短時間勤務の占める職員というのが第28条の5の
中で、短時間勤務の職ということで当該職を占め
る職員という形の中で採用することができるとい
うことでございます。

○高橋委員

だから、それは再任用職員とは違うんでしょ
うということを聞いている。

○総務課長

再任用とは違っておりますが。

○高橋委員

再任用職員というのは、もうこの条例以前にみ
えるわけだわね。だから再任用職員というのは別
なところで決めてあるんです。

今、私、条文読んだように、当該地方公共団
体の退職者の中から短時間勤務の職員を任用する
ことができるということになると、現に再任用職員
みえるわけですから、たくさん。それと今回この

条例をうたい込むということになると、一体どう
いうことになるんですか。

○総務課長

私もなかなか理解力がなくて申しわけないん
ですが、あくまでも短時間勤務の職でということ
でいえば、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤
の要する職員の職務の短時間勤務の職と同種の
ものを占める職員の1週間当たりの通常の勤務
時間に比較して短い時間であるものをいうとい
う短時間勤務の職ということであれば、そうい
ったことでございます。

任用の割合が違う中で、再任用と任期付き
という部分では、そういった任用の仕方も含め
て違うというふうには理解しております。

○高橋委員

これは31時間ですよ、再任用は。今度も31
時間にしたいという。28時間45分かな、今、
嘱託員が。1週間ですよ。交通アドバイザー、
28時間45分の勤務実態をこの条例をつくって
採用することによって31時間の職員にすると。
31時間の職員というのは再任用職員ですよ。
その方はたくさんみえる。資料いただきました
ようにいっぱいこれからござるよ。そういう再
任用職員がたくさんおいでになるにもかかわら
ず、また当該自治体の退職者を対象にして、
任期付き短時間勤務の職員を採用する理由は
どこにあるのかということですよ。

これは再任用職員というのは、知立市の職員
以外では再任用とはいえませんからね。例
えば安城市で退職されて知立市で再度お勤
めになる。有能な技術があるからお勤めにな
るといというのは、これ知立市の再任用で
はないので、こういう場合には任期付き短
時間勤務が必要になるというふうに考
えるわけだが、しかし、さっき読んだよう
に、当該地方公共団体の定年退職者をター
ゲットにしてなどがついておるんです。つ
まり、再任用の上げ底二重構造になるん
じゃないですか、この考え方というのは。
この職員というのは、例えば再任用の場
合ですと、今、年齢によって違いますが、
64歳ですか、65歳ですか。お幾つまで
再任用で可能ですか。

○総務部長

65歳でございます。

○高橋委員

65歳を超えると再任用の職は解かれますよね。そうすると第28条の5によって、さらに任期付き職員として、これは可能だということを意味してるんですか、この条例の提案というのは。

○総務課長

御指摘いただきました件につきましては、再任用の65歳の満期が迎えた後に、改めて任期付きという形態で、さらに65歳以降延長して雇うことができるかということだと思います。

それについては、別に禁止事項はないものから、やろうと思えばやれるのかなというふうには思いますけれども、今のところ私どもで再任用が終了した職員について、また衣をかえて任期付きという形でさらに延長するというそういった考えは持っておりません。

○高橋委員

ただ今度の提案は、そういう考え方があるということを示唆されている条例ですよ。65歳で再任用が終わったと。そうするとさよならですよ、基本的に。

だけど、今回この条例をつくられたということは、たまたま交通アドバイザーを意図されとるけれども、65歳になって再任用さようならと、今回の条例第5条によって、地方公務員法第28条の5によって短時間勤務を可能にしてるじゃないですか。やるつもりはないとおっしゃるけれども、そのことを可能にする条例を今回お出しになってるので、私は、さっぱりわからないんです、それ。

○総務課長

何度も同じ御返事になってしまって申しわけないんですが、私どもとしましては、現行のあくまでも防犯交通アドバイザーの方の代替ということで任期付き法に基づいて条例を制定をして、当該職員のかわりになるそれなりの見識をお持ちの方を任期を定めて雇いたいということでございまして、決して再任用の職員の方が満期である65歳迎えた後に、その方の雇用延長する手段としてこう

いったものを考えておるわけではございませんので、ひとつその辺についてはよろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

○高橋委員

そういう弁明なんだけど、この種の不安定雇用をふやしていくという条例というのは、結局そういうところへやがて収れんされていく可能性があるんですよ。この条例ができて、今、担当者は、そのアドバイザー以外には施行する気がないとおっしゃるけども、さっき議論しましたように、65歳を超えて当該退職職員ならば、これ採用できるということになるんです。そうすると、そこへ将来拡大していく可能性がある。

つまり、この種の短時間職員をやたらにふやしていくということは、やっぱり正しいサービスが恒常的にしっかり行われていくという点で、私は問題が残るなというふうに思います。そのことはきちっと申し上げておきたいと思います。

それで、もう一つ聞かなければなりません。

第5条の任務、第5条で短時間勤務職員の任期を定める採用ということがありますが、どういう場合にこの職員を採用することができるんですか。どういう部署につけることができるんですか。

○総務課長

第5条で、短時間勤務の職員の任期を定めた採用ということでございます。この場合は、通常ですと一定の期間に終了が見込まれるような業務ですとか、次元的に業務量の増加が見込まれるような業務ですとか、住民の皆様方にサービスを提供する中で、それを充実を図るためにですね、そういったケースですとか、あと、第5条の中では、条例上は育児部分休業ですとか、介護休暇を取得する職員の代替業務という形で、そういうケースにおいて任期を定めた採用ができるというふうに第5条の趣旨は基本的にはそういう内容でございます。

○高橋委員

それで、今回アドバイザーを採用する場合は、どこに当てはまるんですか。

○総務課長

私どもとしましては、基本的に3番目、住民の皆様へ提供するサービスの充実という形で考えております。

○高橋委員

2番だね、第2項。第5条第2項じゃないの。ちょっと確認してください。

○総務課長

第5条の第2項でございます。失礼いたしました。

○高橋委員

これはね、法律そのものを丸々第5条で落とされたのでこうなるんですね。ウイングは、第1項から第3項まであるんですよ。条例はそれをつくるんだけど、そこは施行しないよと、こうおっしゃってるんだね。

しかし、それは団体意思の決定を求められているのでね、我々は。ある担当者が、あえて注意書きで第2項のサービスの増大を図る、しかも安心安全課のその分野にだけ対応しますよということを総務課長は語ったわけだね。だけど、条文そのものは全面的改正で生きておるんですよ、これ。そこの関係言っとるわけです、私は。

介護や育児の休業や部分休暇についてもね、この職員で対応できるよと。こういうものは、ぜひ私はやってもらいたいと思うけど、現在はパート等でね、育児休暇となれば、それは先ほど言ったように、任期付き職員で対応してもらっておりますが、そうでない場合はパートでやっておりますということなんだが、それはパートより任期付き短期職員にしたほうが身分の安定をすることなんだけど、そういう不安定労働を屋上屋を重ねていったいいのかという意識があるんですよ、私はね。だから、その辺を含めて、もしそうだとすれば、第5条の第2項だけの条例にされたらどうですか。

○総務課長

おっしゃることもよくわかります。それだけに限定するのであれば、その部分だけに限定をして、いわゆる他の法に基づいたモデルケースみたいな、モデル条文みたいな形のをそのままこ

ちらに条例としてあげておるといふ御指摘だといふふうに理解しますが、法律の趣旨を十分しんしゃくをして鑑みた場合については、やはりその他の部分についてもあわせて条例として御提案をさせていただいて、現状では、当然おっしゃるとおり、御答弁させていただいておりますとおり、この防犯交通アドバイザーという形の方をお雇いするという目的があるものですから、このような御提案をさせていただいております。

ただし、委員から御指摘もございました。例えば現在は部分給ですとか、そういった方については臨時職員ですとか、そういった形で短時間勤務を任用という形ではやっておりますが、今後子育ての支援ですとか、そういった部分で職員についても部分給ですとかそういったことは、権利としては推奨すべき内容でございますので、現在すぐにとということではございませんが、そういったものに将来にわたってまた考える余地もございまして、このような提案をさせていただいたわけございまして、これ以外の部分に当然そういった目的以外で別の職員を任期付き短時間ですとか、任期付き短時間以外の普通の一般の任期付きでもそうですが、そういった拡大をする場合については、当然組合等も含めまして、しかるべき協議をさせていただいた中で、そういった拡大というのは歯どめをみずからかけるという形で御理解いただければというふうに思います。

○高橋委員

私は、この種の短時間業務の職員を次々つくっていくという考え方そのものに否定的なんですよ。効果的に作動できる部分に限ってのみということだといふふうに思うんですが、それで、一つ本会議でも出ましたが、なぜ安心安全課に警察のOBが必要かということをお、非常に疑問を持っているんです。それは警察官がいいとか悪いとかそういう意味じゃなくて、本会議でもあったように、警察業務というものが当然ありますよ。道路交通法あるいは道路交通に対する規制という措置を権限を持ってみえるのは公安委員会。地方自治体はそういう権限を持っておりません。

安心安全が道路をつくったり、あるいは自転車はこちらを走ってくださいよとか、人は右を歩いてくださいよというこの交通モラル、そして交通事故が起きないような努力は地方公共団体持っています。これは地方自治法、安全な市民生活というのが自治法の観点ですからね、これは大いに結構だけでも、例えば横断歩道ひとつ引くにも知立市は引けないわけですよ。これは公安委員会の、闇でつくられるやつは中に時々あるんですが、一旦停止だって闇で細い線を引いといてくださいという話あるけども、一旦停止だって横断報道だって全部公安委員会、要するに警察の業務なんですよ。

だから、本会議で出る出ましたいろんな講座の講師のような業務は、これは安城署あるいは幹部交番の専門のスタッフに来てもらう土壌と土俵をどうつくるかというのが市の職員の腕の見せどころでありまして、直接任用するということがほんとに妥当な姿なのかと、市として、先ほど言ったような理由によって。私はね、その警察業務を引き出せばいい、知立市が。引き出して、もっともって来てくださいよと。来てくれないようだったら、何でもって来てくれん。もっと予算をつけてくださいよと。なかなか横断報道が引けずに皆さん困ってみえるんですよ。あるいは標識、これはかすんじゃってね、かすんだような標識がいっぱいありますがね、市内に。これつけかえてくれといってもなかなかお金がなくてやれませんか。市がかわって代行すればできないですよ。それぐらい厳格なんです。交通規制という仕事はね。

だけど、そういう現状にありながら、何で警察OBを入れることが必要なかと。申し上げようとしてことはおわかりいただけると思うけど、私、警察官を拒否しているわけじゃない。もともと警察行政でやってほしいと、それは。タイアップする場面があるとしたら、それは市の職員ね、公務員ですから対応されればいい。警察業務じゃないか。青パトが走るでしょう。私は、あれは走っていかんとは言わんけども、警察のパトカーに走ってもらいたい。ほんとからいえば、もっともって

これだけ世相が乱れているとしたらね。警察の治安維持の力で、もっともってやってもらおう。

だから、自治体が青パトを走らせるのが立派な自治体のように響くけども、私は、本来警察の仕事だと思っている。だから領域を、要するに警察がそういう関係だからね、直接市民に言われるのが地方自治体なもんだから、それは越境してでも向こうへいかないかんというね、そういう流れの中で仕事をせざるを得ないという側面を否定しませんけども、本質論は、私、今申し上げている点にあるんじゃないかと思うんですよ。

私は、再任用職員をあそこへ1名配置されて、警察との行政のタイアップ、コーディネートやられたらどうですか。何も警察OBが必要だと私、思いませんけど、どうですか。

○総務課長

委員御指摘の部分も当然よく私も理解できるわけでございますけれども、道路行政については、警察ももちろんそうですし、市としても道路管理者という立場で一部は規制ということもできる中身がございます。

安心安全なことだからいいますと、当然警察の機能を強化していただくと。安城署の機能強化、知立市の幹部交番も含めまして、そういったことを私ども人事の立場でそういうことを言うのが適当かどうかちょっとよくわかりませんが、当然要望して強化していただくということをするのは私ども知立市に課せられたものでございまして、そういった面で、警察の機能が強化されて、規制なり取り締まり業務なり、そういったものが充実を図られて、また予算的な面もあると思いますが、さまざまな交通安全施設も含めて、そういったのが充実を図っていただけるということは、当然理想なわけですが、委員の御指摘もございましたように、市のほうについても市民の皆様の方の福祉の充実、安心安全を図るという意味で、警察と両方手を携えて、私どものできる範囲内で市民の皆様方にそういったものを周知を図りながら業務をしていくというのが極めて必要な業務であり、当然私どもの方の例えば再任用職員をそ

ういった職につかせるということももちろん一つの手でもございますけれども、やはり警察のとり行う業務というのは、極めて専門的かつ複雑な内容でございます。そういった連絡調整を含めまして、それを円滑かつ効率的に図りますれば、警察内部の事情を含めまして、そういったことに精通をされた方を私どもの職員として雇うことによって、より一層そういった充実が図れるという意味からお願いをするものでございまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○高橋委員

ちょっと違うね、私と。それはつかさつかさがそれぞれの仕事をやっておるわけですから、そこと上手にタイアップするという事は行政マンの仕事なんですよ。より詳しいからといってOBを入れてくれば、それはその自治体のそのテーマについて、より正確になったということとは違うと思うんですよ、私は。だって、そのために存立しとるんだから、警察というのは、警察の肩がわりする必要全くありませんよ。

だから、例えば犯罪事案における所管署との連携、交通事案における関係部署との協議、犯罪事故等の統計分析、交通安全対策の計画策定ということをやられるわけですよ。これは私は、市の職員が警察と協議すれば十分対応できることだというふうに思います。

だから結局ね、今、採用されている警察官のOBが嘱託員待遇だと、さっき話が合ったように。嘱託員対応ですと、1カ月の給料が16万5,500円、条例で決まっていますよね。年間198万6,000円。これもプラスもマイナスもなく掛け値なしにこのお金ですよ。

ところが、これでは警察再任用と比べても低いわけですから、警察の再任用のほうの部署に行ってしまうと。だから知立市に来てもらえないので、知立市の嘱託の身分を知立市の再任用職員並みの身分にして、待遇をよくするから来てくださいと、こういうパイプをつけようと、いつてみればそういう話でしょう。一番最初にあなたおっしゃったのは。違うんですか。

○総務課長

今、御指摘のございました事情も当然でございます。確かに現在の処遇では年間200万円弱という収入でございます。再任用職員であれば、知立市の再任用職員の場合ですと年間260万円程度でございますので、任期付き再任用という形で今回御提案する中身でございますと、おおよそほぼ同等ということで、年収250万円強という形で、その程度の収入にはなるかと思ひます。警察職員についても警察の中でも再任用の制度がございます。ですから、そういった処遇面からも現行の制度を変えさせていただいて、任期付き短時間という形で嘱託ではなく雇いたいというそういった事情も当然でございます。

しかし、言いますれば、それも当然事情としてはあるわけなんです、現在の防犯交通アドバイザーの方の後任ということで、同等以上の知見を持たれた方を引き続き雇っていきたいということも非常に大きな理由でございますので、その辺については御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○高橋委員

知立市には大変たくさんの嘱託員がおみえになります。防犯交通アドバイザーもその一つですが、いわゆる諮問機関の附属機関の委員等を除いても非常にたくさんの嘱託員の方が働いていらっしゃいます。

例えば納税の困難な皆さんに税を督促されるような仕事もやっておられる方、あれも嘱託員ですね。これも大変能力が要るんですが、そこへももうちょっと税務署OBのたけた人がみえるのかと、こういう議論にもなってくるんですよ。

私はね、ちょっと聞きますが、総務部長、納税の督促、何という職名だからちょっとあれだけど、あれはどうやって、課長みえるので、採用されておるんですか。

○税務課長

今の税務によります嘱託員につきましては、国保のほうで採用していただいて、うちのほうに派遣していただいております。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

国民健康保険税徴収嘱託員、正式な役職名は、これらの人々というのは大変重要な仕事されているんですが、ハローワークで募集かけるじゃないですか。そういうあえていうと雇用拡大にも貢献しながら14万9,500円、月額ね、そういうポジションですが、そういう部類の役職もあるので、お仕事もあるので、これらも参考に考えられるべきではないかということをお願いしておきたいと思うんです。

採用の方法は、どういう方法になるんでしょうか。

○総務課長

採用につきましては、該当する方を県警のほうから御推薦をいただきまして、その方を面接をして、その結果で採用したいというふうを考えております。

○高橋委員

採用については、地公法第17条の第4項の規定が該当すると思うんですが、どうですか。

○総務課長

御指摘のとおりだというふうに思っております。

○高橋委員

つまり、職員の採用及び承認は競争試験または選考によるものとするというふうになっていますが、公募というふうにはいってないのでね、しかし、採用試験もしくは先行ということなので、今のようなシステムは、ちょっとこの第17条の規定からいうと不透明かなど。地公法がいう採用の方法からいうとね。だから、そういう問題点があるんですよ、そういう面というね。どうですか、そこらあたり、どういうふうに思われますか。

○総務課長

確かに競争試験、選考によるという形の中でいけば、広く人材を公募したりですか、ハローワークに求人を出してという形ではないので、そういう趣旨からすれば、少し御指摘のような点は懸念もあるわけなんですけど、やはり今回のケースですと、それに対して適材適所でそういった知見を有する方ということになりますと、一定程度のそういったところから御推薦をいただいていることが一番趣旨にかなうのかなということですので、ひとつその辺は御理解を賜りたいというふうに思います。

○高橋委員

警察業務と市の業務の関係含めて、かなり無理のある条例なんだわ、これ。そこはお互いに、お互いというのは当局もちゃんとわきまえて運用しないといけないよということを申し上げておきたいと思うんですが、総務部長どうですか。

○総務部長

この条例を出したときに、前、高度の専門的な知識の経験を有するもの、また任期付き職員というような形で初めに条例を出ささせていただきました。これにつきましても、当面議会のほうとお約束しました学芸員というような形で、これ以上広げるということはございません。

今回につきましても、一応うちのほうも答弁させていただきました狭いような解釈で、拡大するというようなことは思っておりません。

ただし、一つ思っておりますのは、時代とともにまた変わっていくと。そういったことにつきましては、うちのほうの組合のところとよく話し合いながら進めていきたいという形を思っております。当面は拡大するというような形は思っておりません。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号について、挙手により採決します。

議案第56号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、議案第56号 知立市一般職の任期付き職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号 知立市暴力団排除条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号について、挙手により採決します。

議案第57号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第57号 知立市暴力団排除条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

それでは、質問させていただきます。

まず、51ページの夢をはぐくむ子供の事業について、どういう事業であるのか、また、どんなことが行われているのかをお答えいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○学校教育課長

ただいまの御質問のありました、あいち・出会いと体験の道場推進事業です。これは県の委託事業でございます。大きく分けて2つあります。

1つにつきましては、中学校2年生の職場体験、5日間、企業あるいは店舗等に行き職場体験をする。もう1つが、小学校6年生を対象といたしまして、市内の1校ですが、実際に技能を身につけている方を講師を招いてものづくり体験を行うというこの2つのことでございます。

以上です。

○安江委員

この当初予算は6万2,000円の減額になっておりますが、これはどうしてこういうふうになったのか、理由をお聞かせ願えますでしょうか。

○学校教育課長

この予算につきましては、平成23年度、先ほど申し上げました中学校の職場体験につきましては、1学級当たり約2万円、19学級で当初予算を立てましたところ、県のほうの委託が1学級当たり1万7,500円ということで、2,500円減額になりました。

あと、小学校につきましては、1校当たり10万円というところでしたが、今年度8万5,000円というふうに減額されて、このように6万2,000円の減額ということで補正を組みました。

以上です。

○安江委員

そうすると、全てやられたものについては実施はされたということで理解しました。ありがとうございました。

次に、53ページにあります施設整備事業、トイレ改修工事費とありますが、これは本会議でも、たしか説明があったと思いますが、どこのトイレで、どのような状況かを含めて教えていただきたいんですけど。お願いします。

○教育庶務課長

トイレの改修工事ですけども、知立東小学校の校舎の西側トイレ1階から4階までの改修を予定しております。

現在の状況といたしましては、汚水が現在は修復されておりますけども、たびたびふぐあいが出ておりまして、管自体が老朽化しているという状況がございますので、その改修も含めて洋式化を行いたいというふうに考えております。

○安江委員

全面的な改修が行われるということですけど、西側は、1階から4階まで。その間、利用を1年生新入に入ってみえる方たちは、どういうふうにされますかね。ちょっと詳しく教えていただきたいんですけど。

○教育庶務課長

現在のところ、4月になりましたら早期に設計委託のほうを発注したいというふうに考えております。工事のほうは、夏休みを中心といたしまして、ただ、1階から4階までの内装をいじりますので、夏休み期間だけではちょっと難しいのかなというふうに考えております。

ですので、夏休みを中心に実施をいたしまして、それ以降につきましては授業の支障のない形で授業外の時間ですとか、そういったことで行っていくということになるかと思えます。

ただ、実際の工事の工程につきましては、学校のほうをまた十分協議をさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

○安江委員

そうすると、その西側が使えなくなるということは、東側の校舎のほうを使うということですかね、夏休み期間以外はですね。それはどうなるんでしょうかね。ちょっと教えてください。

○教育庶務課長

実際に工事のほうを発注し、業者のほうから工程表が出てこないとまだちょっとはっきりしないんですけども、うちのほうといたしましては、授業に影響のない形となるべく工事のほうを集約しまして、夏休み期間に集中してやっていただけるようにお願いをしていきたいというふうに考えております。

○安江委員

小学校低学年のお子様にとっては、なかなかなれたところでないといけないということもあるものですから、できるだけ夏休み期間中にやっていたくということ、ぜひともお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○山崎委員長

ほかに質疑はございませんか。

○田中健委員

それでは、一点のみお聞かせください。

55ページ、これは本会議の質疑でもありましたが、文化会館管理運営事業の中の各種管轄工事費、委託料111万5,000円、この中身について再度お聞かせください。

○文化課長

まず、文化会館の管理運営委託料でございます。111万5,700円になりますが、今回の補正の中身は電気料と委託料になります。

電気料につきましては、ことしの8月分の電気料から再生可能エネルギー賦課金制度が導入された部分が主な増額の要因になります。賦課金の計算根拠は1キロワット当たり22銭を掛けたものが電気料金に賦課されますので、3月分までの賦課分、それとほかにも見込まれる電気代を計上しております。

委託料につきましては、夜間の機械警備に新たに画像センサーを取り付けたいというふうに考えています。この画像センサーは、熱源の移動と画

像の変化を検知しまして、警備会社の監視センターに送信されまして、備えつけられた屋外スピーカーから音声が出るような仕組みなものになっております。

もう一つが、夜間の人の警備の増加分でございます。ガラス棄損事件のあと、会館は閉館する時間まで警備会社に警備を依頼しておりましたけども、防犯対策上、深夜も警備する必要があると判断いたしまして、10月2日から防犯カメラを設置しました前日の11月3日まで警備員を配置いたしました。この通常の警備分を先に使っておりますので、今回この深夜にかかった分につきましては補正という形であげさせていただいております。

それから、もう一つが、各種営繕工事費になります。これは文化会館の北側の道路から入りますと正面の右側に物見やぐらという3階建ての棟があるんですけども、その1階の入り口部分に扉をつける工事になります。

なぜ扉をつけないかなんかということの御質問が出てくるかなというふうに思っておるんですけども、今回のガラス棄損事件では、かきつばたホール棟の北東側の壁面のひさしのガラスが割れております。このガラスを投石した場所が、実は物見やぐらの階段の入り口からずっと入りまして、かきつばたホールにつなぐ屋外の2階の渡り通路というのがあるんですけども、そこから投げたということがわかっております。石がそこにも通路のところにもありましたので、2階の上からひさしのほうに投げたというのがわかっておりました。このため、安全対策の面から、階段入り口に鍵付きの扉をつけまして、ふだんは階段の入り口から上に上がってこないようなというふうな扉をつけさせていただきました。

以上です。

○田中健委員

ありがとうございました。質問しようとした内容をお聞かせいただきましたので。

実際に加害者がそこを利用したと思われることに対して、今後予防策として扉をつけるという形で事前の策をとったということと理解しました。

きょう、実はポストのほうに委員会提出資料ということで、ガラスの破損棄損事件についてということで資料提出いただきました。時系列、それから金額等についても。

私、ちょっと1点伺いたいこと、この間、質疑聞いても理解できなくて、教育部長のほうにも聞いて一応資料はいただいたんですが、この場で少し明らかにしたいのは、保険の部分についてなんですけれども、共済会という形で保険に入っていて、今回は被害があつて損害が出ましたよという部分の中で、今回犯人が捕まったことによって手続が停止してるというお話がありました。

これは、私自身が保険にあまり精通していませんので、一般的な感覚で、例えば私自身が自動車保険に入っていて、追突事故を受けましたよという形でいったときに、相手は加害者はっきりしてるわけですが、保険会社に入ってるので、相手方との交渉というのは全て保険会社に任せて、保険会社が僕に対してお金を払うし、加害者からのお金の回収も保険会社がやるという形をとるんですけども、今回の話でいくと、共済会の支払いの部分については、犯人がわかってない段階であればそのまま共済からお金が出たんですが、犯人がわかってしまったので、その部分については、事務手続ここにも書いてありますけども、事務手続は停止してるよという話なので、そこら辺が仕組みがよくわからないので、少しわかるように御説明いただけますでしょうか。

○企画政策課長

ただいま委員のほうがおっしゃいましたとおり、保険の手続に関しましては、仮に今回犯人が捕まってないという段階で、今後犯人が捕まってないといいますか、捕まらないといいますか、私どものほうで被害相当額が保険のほうから満額おりてくるというふうに考えておりました。

そうしたところ、今回犯人が捕まったということで、この保険の全国市有物件災害共済会というところに加入しておるわけでございますが、そこに共済委託市の義務というのがございまして、その中で、他人から損害の賠償を受けること、受け

た場合ですが、そういった場合については、委託市、私どものほうの市のことを指すわけでございますが、その市の市が経理の保全、または行使についての必要な手続をすることということになっておりまして、今回の場合ですと犯人が見つかった時点で、とりあえず今、保険会社のほうへ一報を入れまして、今後市のほうが相手方、犯人側のほうに被害請求をしていくわけでございますが、被害請求をした中で、犯人側のほうから、うちのほうにかかった全ての損害額の補償があれば相手方、犯人方のほうから全額いただくと。また、相手側のほうから、全面的な補償が損害の賠償がなされないということに関しましては、この保険のほうで差額でもって補填をしていただけると、埋め合わせをしていただけると、そんなような形になっております。

以上です。

○田中健委員

その資料、全国市有物件災害共済会の複写もいただいて読ませていただいたので、その中で、いわゆるこの共済会というのは、我々が通常考えている損害保険のサービスまで代行してくれるわけではなくて、あくまでも金銭的な代行のみしてくれるだけで、サービスは代行しないよということが約款にうたってあるという認識でよろしいでしょうか。

○企画政策課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○田中健委員

その中のこれはちょっとページが部分、部分の複写なのでわからないんですが、23ページになっている7の5、第三者の不当行為による損害賠償金というところの中で、第三者の不当行為によって被害を負った場合、委託市はその第三者に対して損害賠償を請求できる場合がありますという書き方になっているんですね。このような場合には第三者に損害賠償を請求してください。この書き方が、できる場合がありますという形というのは、あくまでもこちらの主体的な動きとしてできるから、それはそっちでやって、できない場合は共済

会が払いますよという認識だったが、これは話し合いでこれはできるできないということをどこで協議して、例えば今回被疑者、犯人とっていいのかな、捕まってはいるんですけども、その人が全て100%今回の賠償を負う対象なのか、それともまだ捕まっていない人の中に負う場合があった場合、何割は負うよとかというのは、これは誰が交渉するのでしょうか。

○企画政策課長

犯人側との交渉ということに関しましては、私どもの担当課であります企画政策課のほうで行うものではなく、今後の犯人の損害補償額ですね、賠償額、それに関しては施設の管理者である文化課のほうと、また犯人側との交渉になっていくかというふうに考えております。

その交渉後、双方が個々でやるのではなく、弁護士等を立てて、被害総額のうち発覚した補償額、損害額の補償は100%にならずこんだけとかいう形になるものについては担当課、また相手側との交渉になってくるかというふうに考えております。

以上です。

○田中健委員

聞きましたが、今、文化課と犯人側の交渉ということでよろしいでしょうかね、文化課のほうは。

○文化課長

私どもも、まだ今から弁護士と相談して、市全体で考えるのか、文化課が窓口になるかというのも中で詰めていかなければならないことだというふうには思っております。

○田中健委員

大切なお金ですので、当事者意識を持ってしっかりやっていただければと思うんですが、一つ気になるのが、ここにもうたってあるんですが、例えば今ははっきりと損害賠償を請求できる相手に対してはしてあって、それももちろんこれからこちら側の弁護士と相手側の弁護士で交渉事になっていくと思うんですが、それが何割があなたの賠償責任ですよということが決まった時点で、例えばそれ以外の犯人が捕まっていなければ、それに満た

ない部分の金額は共済からお金がおおりてくると、そういう認識でよろしいんですかね。

○企画政策課長

保険会社のほうへ確認しております、それについては、過去にも各市さまざまな事件等があったようで、なかなか折り合いがつかずに相手方のほうから満額の補償がないというようなことも多々あったようでございます。そうした場合は、今回の共済保険のほうから補填をしていただけるというふうに確認しております。

以上です。

○田中健委員

ちょっとやぼったい受けとめ方をすると、例えば被疑者が全員捕まっているわけではないよと。今捕まっている人は、ごく一部であって、例えば実際の本人の賠償責任の割合が8割あったとして、それを相手が認めて何かの形で支払いますよと。残りの2割は結局わからずじまいだから共済金からという話のなるのと、それもう5割でいいですよと、認めてくださいと。早くやりたいので。結局足りない分は5割は共済から入ってくるわけですよ。それは市の側が決めていいですよという話でいくと、そんなことってあるのかなと。

例えば市としては、結局入ってくるお金が一緒であるならば、その犯人からもらうのか、共済からもらうのかという話になったときに、粘れば粘るほど先になるわけですよ、その今わかっている犯人への負担額が賠償額の割合がふえればふえるほど。当然向こうはごねるわけですから、であれば、もう少ない賠償責任でいいので、ここで折り合いつけましようなんて話になっちゃわないじゃないですか。事実と実際の賠償額に差異が出てきてしまうんじゃないかなという心配があるんですけど、いかがでしょうか。

○企画政策課長

これは先ほど私が文化課が担当というふうに申し上げましたが、これはあくまでも市のほうが被害を受けたということで、市と相手方ということになるかと思えます。

施設の管理者である文化課のほうがあるまま窓

口になるのかなと。私どものほうも今度は保険の対象を事務局をやっておりますので、うちのほうが担当になるかというふうに考えて認識しておりますが、今、委員のおっしゃいましたように、いつまでも延ばしていいものなのか、いつまで延ばせるものなのかということは、まだちょっと保険会社のほうとは確認をとっておりません。相手方が払う金額がどの時点で確定していくのかということも今後相手側との交渉の流れによっていくのかなと。そんな中で、保険会社のほうにも相手が未成年だということも話してございますし、なかなか難しいというような向こうも相手の未成年からいただくというのが大変なことがあるようで、金額が決定次第というふうにしきまだ確認しておりませんので、今後状況を把握しつつ、保険会社のほうにも随時そこを出して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中健委員

ちょっと細かい話かもしれませんが、何度もすみません。

ということは、現時点では今支払いが停止というか、いわゆる共済の事務手続が停止しているわけですから、現時点でかかっているガラスの修繕費用もろもろについては、一旦市が立てかえて払うという形の認識でよろしいんですかね。

○企画政策課長

おっしゃるとおりでございます。これが冒頭、委員のおっしゃいましたように、犯人が見つかってなければ、見つかる前に保険金が満額おりた後であれば犯人側と保険会社との交渉というふうになったわけでございますが、思ったよりもいいですか、犯人が新聞発表等で見ますと見つかったということで、そういった事実がわかった時点で保険屋のほうへすぐに報告しておりますので、流れとしては、今後は市のほうと犯人側と交渉していかねばならないという形になっております。

以上です。

○田中健委員

こんなこと皆さんに言ってもしょうがないんで

すが、率直に、不完全な保険だなというのを素朴に感じて、こんな保険しかないんでしょうかね、逆に、共済会というのはという気がするんですが、ほんとに通常感覚でいくと、いわゆる保険である以上は、被害を受けた時点で保険会社から全額支払いを受けて、後の犯人との交渉は保険会社がやるというのが通常感覚でいくと。逆に言えば、それというのは、今回こういうふううたってあるんですが、市に任せれば共済の負担がふえる可能性があるわけですよ。もう早く手を打ちたいから2割で手を打ちますと。8割共済会くださいという、こんな話、議事録載せていいのかどうか分からないですけども、という話になるのであれば、共済会のほうにしっかり交渉していただく、そういうお願いというのは逆にできないものなんではいしょうかね。仕組み上はできないんでしょうかね。

○企画政策課長

共済会のほうの業務規程集の中に、委員のほうからも説明ありましたように、この共済委託市の義務というのがしっかり規程の中にうたってございますので、それを折り曲げてまでのことはなかなかできないのかなというふうに考えております。

以上です。

○田中健委員

わかりました。最後にしますが、こんなことで市の優秀な方の能力と時間が割かれるというのも大変もったいないなという気がしますし、お金のこともそうですけど、もちろん公明正大に正しく手続を取って、いただくものはいただくということをしていただきたいんですが、素朴にそこは感じましたので、交渉の余地があればということだったんですが、ないんであれば肅々と進めていただければと思います。

あと、いつごろというのもまだ全然着地点は決まってないということでよろしいんですかね。

○企画政策課長

私どものほうには、まだいつごろというような形のことがお話できるようなことが情報が入っておりません。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○久田委員

私、二、三点だけ素朴な質問で。

予算書の21ページで財政調整基金の繰入金マイナス2億6,878万1,000円となっておりますが、この時点で財政調整基金の残高は幾らぐらいあるんでしょうか。

○企画政策課長

12月補正後現在で11億8,400万円ほどでございます。

○久田委員

この補正が終わった時点で11億8,400万円ということですけども、この長期財政計画が配られて、これを見せていただくと、平成24年度の残高が16億3,800万円というふうになっておるわけですけども、3月補正で積んでいくというふうに理解してよろしいですか。

○企画政策課長

今後3月補正においては、契約差金等予算の未執行だったものを考えまして、見込みとしてこのような形で報告をさせていただいております。

以上です。

○久田委員

わかりました。契約差益とかいろいろ出てきて、最終的には16億円余の財政調整基金の残高になるということですね。

次に、本会議でも佐藤議員が聞いておったかもしれないですけど、22ページの臨時財政対策債で8,000万円が補正されておるわけですけども、最終的に8億4,000万円ことし借りたということですけど、これがたしか満額でしたかね。

○企画政策課長

満額に100万円未満は少し切り捨てをさせてもらって今回借り上げております。8億4,300万円ほどの限度額がございまして、そのうち8億4,000万円という形にさせていただいております。

以上です。

○久田委員

そうすると、この補正予算書で61ページのほうを見ていただくと、今、残高がこの12月補正の段階で60億2,900万円余あって、ことし返したのが2億2,000万円で借りとるのが8億4,000万円だよ。前年度においては54億円があったよ。前々年度は46億円ですけど、どんどんふえてきちゃつとるんですけど、ここら辺、大丈夫かなというね、そこら辺どんなようなお気持ち持っておられるかお教えてください。

○企画政策課長

もう委員のおっしゃるとおりで、今後また臨時財政対策債をまた借りていくというような状況になってまいります。返済額のほうが少なく、また、借りる金額が多いというような現状になっておりますので、今後さらにこのような形になるかと思うんですが、あくまでも臨時財政対策債は交付税でいただけないものかわりにということで、地方のほうで借入れをして、返済分については基準財政需要額ですか、そちらのほうに入っていきますので、このことが随分大きく増大していくということに関して、臨時財政対策債のみをいうのであれば、さほど財政を逼迫といいますか、圧迫といいますか、各指標の数値ですね、そういったものが極端に上がっていくということにはならないかと。それよりも、また他の市債のほうを借入れしていくというようなことにもなりますので、そういったことで考えれば、今後、財政を預かっていく身としましては、いろいろと考えることが多いのかなというふうに考えております。

以上です。

○久田委員

この長期財政計画を見させてもらうと、平成24年度は8億4,000万円、平成25年度は9億9,000万円、平成26年度は9億9,000万円。平成27年度からどんどん減っていくんですけど、ここら辺のどうしてこういうような見通しが立てれたのかなということをお教えてください。

○企画政策課長

今後これはあくまでも計画でございますが、ほかでの収入といいますか、現金化、財産の売り払

いだとかいう形でもって若干入ってくるものがあったりだということで、今、うちのほうの見込みとしましては、このような形で計上をさせていただいております。

ただ、ここではこのような形で減という形の表にはなっておりますが、今後の財政を考えた中、時期を考えた中では、これよりも若干上がってくる可能性もあるのかなというふうには考えております。

以上です。

○久田委員

平成26年度は9億9,000万円。今、財産を売りながらしていくと、ここでお金ができていくというような理解をしたんですけど、この平成26年度の財産収入で1億7,100万円というふうになってますけど、きょうもらった資料ね。これは給食センターの跡地を売るということで、それがこの長期財政計画に含まれておるという理解でよろしいですか。

○企画政策課長

先ほどの御質問で、一点ちょっと先に加えさせていただきます。

今後、消費税が上がることによって交付税のほうもそれに伴い上昇してくるという予定で考えておりますので、それでもって臨時債を減という形で調整をしております。

それから、今の御質問でございますが、今回こちらの計上させていただいておりますのは給食センターの跡地売却の分でございます。

○久田委員

さっき計算したんですけど、坪当たり29万5,000円になると思うんですよ、この給食センターの跡地がね。1平方メートル当たり9万円というふうに書いてあったから。これ、ちょっと安すぎへんかなと。私だったら2億5,000万円とか3億円ぐらいの試算ができるんじゃないかなというので、ここら辺ちょっと、先人がつくってきた財産でね、そんなに簡単にやっちゃってもいいのかなというね、ここら辺の根拠を教えてください。

○企画政策課長

今回この算定を出した根拠といいますのは、不動産鑑定協会に委託しまして出していただいております。本来あそこの土地が、そのまますぐに工事等に入れるような状況であれば、もう少しいい値がついたのではないかなど。

ただし、今の現状のままでの売却を考えておりましたので、あそこは少し道路との高低差もあります。そういったところで、まだそのまま土地開発を利用しようと思うと、なかなか手を加えてからでないといけないというような状況な土地となっております。

したがって、現状の土地を売却していくという形でもって鑑定していただいた金額となっておりますので、私たちも、もう少し高くなるのかなど思ったんですけど、そのあたりはしっかりと鑑定士のほうから報告をいただいておりますので、やむを得ないのかなというふうな金額となっております。

以上です。

○久田委員

わかりました。ありがとうございました。

先ほど、地方消費税交付金がふえると交付税はようけもらえるような言い方に聞こえたんですけど、これ、厳しくなると思うんですけど、そこら辺どうでしょう。

○企画政策課長

交付税の中には消費税のほうも加味しております。消費税が上がることによりまして交付税のほうも額が上がってくるというふうに解釈しております。

以上です。

○久田委員

この長期財政計画で地方消費税交付金を見ていくと、平成26年度までは現状でやっていって、平成27年度から8%になって翌年10%になるということで、簡単にこういうふうに5%が8%になった、8%が10%になった、そういう簡単なあれで組んでますかね。

○企画政策課長

8%、また2年先をおいて10%ということで、

真ん中の年は8%、10%両方が対象になるのかなということで、3年度間にわたり増額をしておるわけですが、これに関しては、今現在この地方消費税交付金のほうの試算をしますと、率から計算してまいりますとこのような額になるということを出させていただいております。

○久田委員

わかりました。

先ほど陳情もあったんですけど、消費税率が上がってくると必ず景気というのは悪くなってくる。今までなしのやつが3%になって、3%が5%になったときに必ず消費が冷えてきて、市民税も少なくなると思うんですけど、ここで市民税を見ると、消費税が上がっても市民税がふえておるといふところ辺ね、非常に甘くないかなというふうに思うんですけど、そこら辺どうでしょう。

○企画政策課長

今、お手元のほうの資料のほうで、地方税のほうは平成27年、平成28年にもおいても、その前の年よりも、これは消費税の影響でもって地方税のほうも下がってくるのではないかなど。そういったことによって地方消費税交付金、また地方交付税のほうが上がってくるというような、そういった見方をしております。

以上です。

○久田委員

消費税というのは社会保障のほうに使うんだから、一般財源化になっておるかもしれないけど、消費税というのは社会保障に使うということで、そうすると交付金でもらったやつが社会保障のほうにどんどん保育園だとかそういうものに使っていかないかということだから、そこら辺どうですか。

○企画政策課長

一応地方交付税法の第6条の中に、消費税の収入額の100分の29.5というような数字が出ております。そうしたことによって、私どものほうは、今現在の地方交付税法の率でもって消費税が消費税の収入額の29.5%ということになっておりますので、この法律に基づいて消費税の収入分を計算

して出させていただきます。

以上です。

○久田委員

わかりました。

次に、この土地開発基金減債基金、これ全然動いてないんですけど、恐らくこの積立金というのは利息というか、剰余金という考え方でよろしいですか。

○企画政策課長

利子の分だけでございます。

○久田委員

この基金なくしちゃったほうがいいと思うんですけど、そこら辺どうでしょう。

○企画政策課長

基金のあり方については、今後さらにまた厳しくなる財政を考えた中で、よく検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○久田委員

そうすると、今度その下の歳出のほうにいくと、扶助費が0.5%ずつ上がっておるんですけど、消費税が入ってきたときに扶助費というのはもっとふえていくような気がするんですけど、そこら辺どうでしょう。

○企画政策課長

消費税が上がることによって多少の増減もあるかと思えます。今回は、これまでの実績をもとに、これまでも随分ふえ続けてまいりましたが、今後さらに増加をしていくのではないかなというような形での見込みを立てております。

以上です。

○山崎委員長

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時58分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

補正予算についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど田中健委員からお話がありましたが、文化会館のガラス割れの問題であります。先ほどの質疑で大方議論が煮えたと思うんですが、確認のためにお伺いしておきたいのは、今後、具体的な交渉事を進めるわけですよね。これは確かに文化課が所管している施設なんだけども、文化課の職員というのはそれぞれ現場があるわけですし、かといって芸術創造協会にその仕事をさせるわけにはまいらないと。これから民事事件として補償額等の問題、具体的に裁判の手続などは弁護士がおやりになるだろうと思いますが、そういう条件づくりというのは市の職員が相当頑張らんといかんというふうに思うんですが、この体制をどこでやるのかということについてお聞かせいただいております。

○企画政策課長

先ほどの答弁でも申し上げましたが、一応窓口は文化課という形で今、考えております。

ただ、交渉の中で、私ども保険の関係については交渉後にそこに入っていけるのかなというようなことを今、考えておまして、もちろん相談があればいいですか、一緒になっていろいろと相談に乗ったりだとかしていくことになるのかなと。

ただ、施設の管理下である窓口は文化課というふうには考えております。

以上です。

○高橋委員

文化課窓口ということですが、これ、どういう事態が今後想定されてくるのか必ずしも明らかに頭の中に浮かんでいませんけども、本会議でちょっと申し上げたように、犯人を捕まえたり、犯行の動機や内容については、先ほどあったように警察がきっちりと対応すればいいと思うんですけど、ただ、補償ということになると、割れたガラスを誰が何枚割ったんだというようなことまで実は調査をしないと、さっきありましたように、それぞれに幾ら、どの程度の弁済を求めるとかということが決まってこない。それらを含めて、全部弁護士がやってくだされればいいけども、そうそうもい

かんのじゃないかというふうに思うんですね。

そうすると、相当手間もかかるし、時間もかかる。しかし、大事な公共施設の破損の話だし、税が投入されて今、改良されているわけですから、そこは誠実にきちっと履行するということが求められると。

そうすると現場のある部課では少し問題だということで、私は企画部企画政策課が対応されるべきではないかと、窓口も本体もというぐあいに思うんですが、どうですか。

○企画政策課長

私どものほうは、これまでうちのほうが担当というふうには考えておりませんでした。当然保険の担当ということで、その都度文化課のほうからの相談には乗ってまいりました。施設含めて多くの施設がございまして、まとめてうちのほうもほかの施設まで保険も全部うちのほうで支払いをしております関係上、ただほかとくわけにはいきませんので、今の委員の企画政策課が窓口でということですが、ちょっと一度市の内部で、どこが窓口になってるかということは検討はさせていただきますというふうに考えます。

○高橋委員

図書館にせよね、文化会館にせよ、所管する施設があるけども、みんなそれぞれその現場現場で業務があるわけでしょう。業務がないのは課長ぐらいじゃないですか、こういう言い方おかしいけども。そうするとガラスの割れた内容とか、あなたがちょろちょろしてやらないかんことになるんだわね。これは現実的じゃないというのはそういうことを言っとるわけです。

企画政策課の中には、いわゆるスタッフ部門で知恵を出し、どうやってお金をつくるかということで研究されておる方々がたくさんみえるわけで、そこが保険を掛けていらっしゃるということであれば、そこのスタッフ部門が起動すべきだと、名実ともにというふうに思うので、これはひとつ一度企画部長どうでしょう。

○企画部長

この保険の制度ですけども、基本的には100%

補填される保険でございます。そのうち今回は加害者がわかっておりますので、その加害者が損害を100%とすると、どんだけ払うべきか、これは法的な手続かと思えますけども、加害者側が損害賠償額が決定した時点で保険の入ってくる額が決定する。また、この加害者が経済的な理由で払えない場合もこれは補填されるということで、理論的には100%市のほうには損はないというシステムでございますけども、今後加害者とのやりとり、どういう作業が待っているのかと、私もイメージができておりません。弁護士がやっていただけるのか、うちが手がかかるのかわかりませんが、現課にお任せということは多分だめだと思います。私どもも動きますし、どういう手続があるのか一回ちよっと整理をした上で、市の中で調整したいと思っております。

○高橋委員

ぜひそういう方向で具体化していただきたいと思えます。

もう一つお聞かせいただきたいのは、ここにありますように、改修工事、ガラス割れ工事の修繕工事なんですけど、2月15日までが工期と。現在ガラス製作中と。納期が確定次第、具体的に打ち合わせをするということになっておるんですが、まだいつガラスができるのかわからないということでしょうか、文化課長。

○文化課長

これは金曜日の日に業者のほうから実務工程表というのをいただきました。これを見ますと、年内にまずはエントランスホールのガラスができ上がるということになっております。それで1月12日までにはエントランスのほうだけはガラスの割れかえ工事ができるというような話です。

ただ、花しょうぶのほうはまだ、非常に大きなガラスで、一応こちらのほうにはガラスの関係の作業は1月13日までかかるというふうにも実務的な工程表がきておりますので、その工程で、あとは文化会館の行事との絡みもありますので、そこはまだ今から調整していこうというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

特殊なガラスなどで、なかなか苦労されとるようですが、ぜひ急いでいただくようお願いしたいというふうに思うんです。

といいますのは、文化会館へ足を運んで文化の薫りを感じて、そういう思いで行かれるわけだけど、痛々しい雰囲気を目の当たりにされるとバッテリーしちゃうというわけだわね、文化の薫りを今から享受しようということで、1枚かえていかれると痛々しい姿を前にすると何とも言えん殺伐とした気持ちになってしまうということですよ。

しかし、これは修復せないかんし、工期もかかることなんで無理は言えないんですが、そういう文化会館利用者の思いもぜひ行政の皆さんが受けとめて対応していただきたいというふうに思いますが、教育部長どうでしょう。

○教育部長

今、言われました市民の思いといいましょうか、それは私どもも一緒にございます。

ただ、業者のほうには、できるだけ早くというお願いはしておりますが、やはりそれはあまりにもそこを締めつけますと工事が急いだ余りということがあるといけませんので、とにかくできる範囲で急いでくださいということはお願いはしております。

以上です。

○高橋委員

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

もう一つ、26、27ページに交通安全対策費、財源構成がでございます。87万5,000円ですか、内容を教えてください。

○企画政策課長

19ページのほうにございます。水道課の中の1項総務費県補助金でございます。そこに愛知県市町村振興事業費の補助金、これが額が決定したということでの財源構成となっております。

以上です。

○高橋委員

何で減ったんですか。当初見積もりが多かったということですか。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時11分

再開 午後1時11分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

ちょっと理由まで私どものほうではっきり確認しておりませんでした。今、係のほうから少し要綱を県のほうに問い合わせしまして確認したいというふうに思っております。

大幅な削減があったということで、このような形の交付決定になったというふうで、理由は一度少しお時間をいただいて、またこの委員会中に御回答できたらさせていただきたいと思います。

以上です。

○高橋委員

これは該当する事業は、どういう事業をされたんですか。

○安心安全課長

青パト事業が主なものでございます。

○高橋委員

青パト事業の補助金が減額になったと、こういうことですね。減額の理由は、また後ほど御紹介ください。

二、三日前に第5次知立市総合計画の実施計画書が2013年から2015年がまいりました。

私、交通安全問題でかつて運転免許証の自主返納者に対してミニバス無料期間を延長すべきだと。今、2年ですが、7ページに運転免許証自主返納支援事業、13、14、15と丸が打ってあるんですが、これは事業は続くよということの意味されておるんですが、延長はどうなったんですか。この実施計画の反映されておるんですか、されてないんですか。

○安心安全課長

高橋委員に議会での御指摘等もございまして、

安心安全課としては実施計画の提案で、期間を今2年でございますけれども、倍の4年を検討したいと。

ただ、年齢的にも皆さん割と若く、年齢よりも車運転される方多いので、65歳の対象を70歳ぐらいから検討させていただければという方向で今この計画を提案しております。

○高橋委員

現在、自主返納された方については2年間ミニバスを無料にするというものについて、新年度、平成25年度からこれを4年にするというのですか。そういうことをおっしゃったんですか。

○安心安全課長

来年度の予算はまだ査定でございますが、提案としてはそういう方向でお願いしていきたいと考えております。

○高橋委員

2から4で倍々ゲームという話はあるかもしれないけど、それはちょっと立法趣旨がよくわからんね、政策趣旨が。

自分で車を運転されない、あるいは家族がとめるから返納されるわけですよ。今、返納されると運転免許証はそのまま生かしてもらって身分証明書にすると。とてもいい制度。だから、その裏側へぺたっと張っておけばいいんですよ、無料券を。従来は、ほんとのその人が自主返納者かどうか確認することが一時難しいんじゃないかという説があったけども、これからは免許証の裏に張っておくなり免許証とセットにされておけば全然問題ない。それを何で2年で切られるのか。健康寿命80歳と別の所管でいろいろ議論されておるのに、あなたのところは、そういう思想や考え方というのは全く無縁で、2掛ける2が4というそういう短絡的な政策選択ですか。

○安心安全課長

そもそも私も自主返納の事業の発端は、事故が高齢者の方が多いと。今でもふえておることと、免許証返納の制度自体が、まだ委員もおっしゃられましたとおり、身分証明という点で欠落しとったところがございます。

この4月からは愛知県警のほうでは、1,000円を出していただければ免許証と同じ形で身分保証がしていただけるということと、協賛企業で例えば飲み屋とか、薬屋とかでそういう補助がいただけるとかそういう特典もついております。この辺は県警のホームページに載っておりますが、それとあわせて促進をするという面がございます、2年ということでそもそも始まったことかと思っております。2年が4年か、4年が6年かはともかく、倍にさせていただければというところで考えておるところです。

○高橋委員

ちょっと根拠がね。というのは、90歳から94歳で返納される方が圧倒的であれば4年ぐらいでという話になるかもしれない。だけど、90歳から94歳で返納されておるのは2.2%ですがね。一番どこが多いかというと、70歳から74歳ですよ。これちょっと古い資料かもしれないね。平成24年5月30日の資料です。あれから資料更新されておると思う。私いただいてないので。あまり大きな影響ないと思うんですよ。一番たくさん返納されているのは70歳から74歳、37.6%。今、平均寿命はもっと高いんですが、健康寿命80歳ということを行っているわけで、74歳で返納されても、まだ6年あるわけでしょう。65歳から69歳で返納される方は15%、16%あるんですよ。69歳ですよ。私だって間もなく返納ですよ。安心安全課長は、もうあと4年だなというようなニュアンスで政策を立てられるんですか。もうちょっと返納時期をよく着眼していただければ、4年なんていう方向性は出てこないと思います。

もちろんこれやりますからね、最終的には運転経費を契約して内金として料金を払うわけですから、その人たちが有料で乗られればそれは100円としてカウントされるけども、社会へ出ていただく、車に乗れないわけだからミニバスを使っていたかどうかという政策的方向性を示すわけですから、これはもう少し弾力的な、しかも実態と現実合う政策方針を出してもらわんと納得できないですね。これはごめんなさいね、来年度の話ま

で踏み込んでやって。どうですか。

○安心安全課長

委員のおっしゃるのもわかります。ただ、65歳になっても健康な方もみえますので、そういう方は自分が意識的に乗れるうちは乗っていただければいいですので、そういう限界を感じられた方なるべく早く、事故を起こす前にするという事業ですので、何とか4年が今、提案するところの年数かと思っております。

○高橋委員

だからね、自分で車を運転するのに、やや自信がないと。高速道路反対に走っていつちやいそいだということじゃいかんから返納されるわけですよ。それはその方の年齢なんです。平均は出しにくいんです。

ただ、実績からいうと、65歳から74歳までの比較的まだ若い前期高齢者ですよ。この方が約5割以上占めてみえます。返納する人の5割以上占めてるのに、もっと長生きして社会へ出てもらわんといかんということになったら、あと4年で結構ですと。最初2年で始められたことはいいでしょう。ところが、そういう問題提起があつて、そうだなということになって延ばそうということになった。私は、ぐっと言っていただけかしらんと思つたら4年だという話で、ちょっと驚いておるんです。総務部長どうですか。

○総務部長

たしか議会のほうでは、しっかり検討させていただくというような形で答弁したというふうに記憶をしております。

これにつきましては、当面うちのほうで2年延長して4年というような形で実施計画の中では少し様子を見ようというような形で話は財政のほうとはして、うちのほうも私の努力が足りなかったということもあるかもしれませんが、そういうような話でついております。1年こういうような形で実施をしてみて、少し様子を見させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

この制度は、平成21年10月1日から施行されておるんですよね。平成22年、平成23年、平成24年と、これ3年済んだんだがね。その過程で問題提起があつた。しばらく見てみようというのは、それは始まって1年目ならね、高橋委員しばらく見させてくれということだけど、平成21年からやってみえる。統計的には1人平均年間10回ですよ。これはあなたたちの資料をいただくと。1人平均10回利用されるんです。10回利用され1,000円ですか、平均ね。知れとる話じゃないですか。

私たちは、むしろ75歳を超えたらミニバスは無料にしてほしいというぐあいに思っているんですが、とりあえずの取っかかりとして免許証を自主返納した人ぐらいには懐深く、わかりましたと。そのかわり社会のかけ橋としてミニバスを、あなたが乗れるうち無料でお乗りくださいと。わかりましたと。使われるか使われんかは、その人の年齢と体力によりますけども、そういう施策がほしいんですよね。そういう施策でないともずいじやないかということをお願いしたい。再検討していただきたいんですが、どうでしょう。

○安心安全課長

今回の委員の御意見と、財政上の問題は行ってこいという話は先回されておりますので、あとは近隣の様子とかいろいろ調整もありますので、一度財政当局と検討させていただければと思っております。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第60号について、挙手により採決します。
議案第60号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第60号 平成24年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号 平成24年度知立市土地取得特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第63号について、挙手により採決します。
議案第63号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第63号 平成24年度知立市土地取得特別会計(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第67号について、挙手により採決します。
議案第67号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第67号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第68号について、挙手により採決します。

議案第68号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第68号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

私の一般質問に対する答弁の一環に出てまいりました条例の追加上程ということですが、この条例にありますように、南中学校のナイターについては通年利用ということですが、竜北についてはまだ留保されて現状通年になってない。これは住民の皆さんの合意ということなのですが、9月ですから10月、11月、12月と、まるっと3カ月時間的に経緯しているの、3カ月あれば住民の皆さんの声をそしゃくし、政策化することは可能ではないかというふうに思うのですが、現状どこまで進んでるのでしょうか、意見聴取は。

○生涯学習スポーツ課長

中学校のナイターの通年利用ということで、今回条例の一部改正を出させていただきました。今、指摘のございましたように、南中学校にありましては1月からということで実施をさせていただきます。

なお、同じく竜北中学校ナイター設備あるわけでございますが、一緒にできるものであればいいのかなと思いますが、南中学校におきましては、一部の住宅ということで軒数も少なくございました。また、町内も新林町という1地区の中で、自治区を通じる中でのお話をさせていただきました。

一方、竜北中学校におきましては、牛田町、山屋敷町、山町、ちょっと3町内ぐらいにまたがる

のかなというふうに思いますが、内容の部分におきましては、現状調査という中で、個々の取り扱いの部分には至ってないのが実情でございますが、住民の理解を得られる中というのでございますので、それぞれの自治区、また、家庭に了解を得る中で、3月にもう一方のほうを得られれば進めたいというような考えでございます。

○高橋委員

だから、それはどこまで進んでいるんでしょうかというふうに聞いておるんです。

○生涯学習スポーツ課長

対象家庭の把握の中で、通知等は現在行ってはおりません。

それぞれの家庭への通知というんですか、そういったものは行っておりません。

○高橋委員

どういうふうでもいいんですが、合意はほしいということなんで、合意を取ってくださいと。おたくたちが言う合意というのは何を合意とされるのか、それはおたくたちの判断でいいと思うんですが、何をやるんですか、これから。まだ何も手が打ってないということですか。どこまできてるんですか、合意づくりというのは。

○生涯学習スポーツ課長

今、竜北中学校付近の家庭のこのあたりという部分であって、何も進んでないというところではないですが、家庭への把握等を行っている段階でございます。

○高橋委員

難しいことをおっしゃって、私、さっぱりわからんけど、南中学校はどうしたかという、区長のところへあなたらのほうから通知がありましたよね。区長は、所管の組長に言われたそうですよ。組長はお一人です。10軒未満かな。オーケーですよと、別にナイター使ってもらってもいいですよということになって、部長答弁なり今回条例が出てきたんですね。

確かに南中に比べて竜北は山町であり、山屋敷であり、牛田ですか、入っておると、入り込んでおるといことはわかりますが、現にナイターが

あるわけですし、夏場は使うわけなもので、新しくつくって人口密集で、ほんとにリスクが大きいというならともかく、今だって使っておるわけですから、それを延長しますよと。つまり10月31日までだから、11月、12月、1月、2月、3月、5カ月間延ばしますよと。しかも毎日使うわけじゃないですから、そういう点で、首長に打診されるなり、直接皆さんがアンケート持って走られるなり、あるいはアンケートを自治区にお願いして回収するなり、いろいろ方法はあると思うんですが、どこまで進んでおるのかということを知っているんです。

つまり、早く竜北も南中のような状況をつくっていただきたいと思っているがゆえに、何で竜北がおくれちゃつとるのか、早くやっつけようだという立場から伺っているのですね、どこまで進んだのか、いつできるのかということなんです。

○生涯学習スポーツ課長

同じお答えになるかもしれませんが、各それぞれの家庭の把握はできております。そういった方々への通知、自治区への通知と家庭への通知をしていかなければという段階でございますので、早急に今、新林のやり方のほうの指摘がございました中をあわせて、同様な中で進めていきたいと考えてます。

○高橋委員

話を難しくされとるけど、要は、まだ何もやってないということだね。どの部分の人たちが対象だということを把握したと。合意づくりのパートナーは把握したけども、そこからまだ何もやってないということだということですか、今の話。教育部長、全然進んでへんということじゃないの。ちょっとやれば12月に両方やれたんですよ、そんなことは難しい話じゃないもので。ここの10軒、ここの15軒、ここの20軒、この3つぐらいだなと、意見聞くのかということは今、選定したと、そういうことなんでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

地図で見ると家庭、このあたりまでという部分でございます。

○高橋委員

そうですね。まだ一本も出ていないと、こういう話だということが明らかになりました。

教育部長いいですか、そこスタートだということとは認識しましたわね。いい悪いはともかく、それは出発点なもので。だから、その出発点から3月の議会ということになると、2月の頭ぐらいには合意を得て条例案をつくって、担当の例規審査にもかけないかんわけなもんだから、いいですか、その日程で。

○教育部長

今回この南中学校のこの条例案、追加で出させていただいたわけですが、このときに私も生涯学習スポーツ課のほうに、竜北のほうもできたら一緒にということをお話をし、まださっき生涯学習スポーツ課長が言ったように、町内戸数ということで把握し切れてないという話もありましたので、その時点で、私が指示したにもちょっと言い方が悪くて受けてもらえなかったかもしれませんが、私は区長には当然話はしてありますので、それぞれ1戸1戸当たってもなかなか時間かかっちゃうから、もう竜北のグラウンドからは影響を受けるだろうというのを円をかいて、全てここへ手紙送っちゃいなさいと。下には当然担当課の電話番号も入ってますので、何かあればここに言うから、それで一回様子を見ようというふうで思ってたんですけども、今の生涯学習スポーツ課長の答弁でしたので、これからすぐにスタートを切って、3月の条例改正には間に合いませんことにはとても3月が迎えられませんので、頑張ってやってきます。

以上です。

○高橋委員

ぜひ頑張ってやっていただきたいんですが、ただ、こういうふうになりますと、竜北周辺の人たちの理解が得られてないんだというふうには聞こえるんだよね。竜北の衆が反対してらっしゃるのかと、一部で。それが障害になって条例と一緒に出ないのかと、こういうふうにも受けとめられるんですよ。

今の話で、そうではなくて、話をしなきゃいかん対象を住宅地区で拾ったという範囲で、これから話をしていくということなんで、事態ははっきりしたので誤解はないわけですけども、ぜひ3月議会には間に合うように対応していただきたい。重ねてお願いをしておきたいと思います。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第69号について、挙手により採決します。議案第69号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第69号 知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○企画政策課長

先ほどの高橋委員の御質問のほうの回答をさせていただきます。

愛知県市町村振興事業費ですね、そちらのほうについては、愛知県のほうの補助金交付要綱のほうで定められておまして、今回、今年度当初予算が125万円でした。また、平成22年は210万円。随分減っておったものが、さらにまた今回37万5,000円ということになってきたもので

ございますが、愛知県のほうのメニューの中に市町村自立支援事業というものが追加されまして、そうしたことから今回の愛知県市町村振興事業費の県の割り当てといたしますか、予算の配分が変わったことによりまして減額ということと、また、交付の要綱のほうの見直しがあったようで、補助率の減少というのも考えられます。この以上2点の理由から、大幅な今回減額になったということでございます。

以上です。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時42分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第23号 社会保障の施策拡充についての陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○安江委員

社会保障の施策拡充の陳情書についての不採択の立場で一言申し上げます。

税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談に乗るとともに、地方税法第15条の適用を初め、分納、減免などで対応することは賛同できるものの、納税は国民の義務であり、徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構への税の徴収事務を移管しての徴税は理にかなうものであると思います。

また、現在の財政状況を鑑みたところ、これ以上の就学援助制度の拡大は困難であると思われま。申請手続に民生委員の証明は、ややもすると野方図になるやもしれない状況への抑止となり得るものであります。

これらのことから、一意の会としては、当陳情書に対し不採択とさせていただきます。

○神谷委員

陳情第23号 社会保障の施策拡充についてにつきまして、民友クラブとして不採択の立場で討論させていただきます。

陳情者の趣旨、陳情事項の中身について理解できる部分もありますけれども、事項1、自治体の基本的あり方の②愛知県地方税滞納整理機構に徴収事務を移行させないでくださいとあります。本来、税の徴収は自治体の義務であり、これまでも知立市は地方税法第15条、納税緩和措置の適用をし、分納、減免など柔軟に対応していると思えます。それでも、なお税の滞納される方については、納税の義務の公平の観点から、慎重に慎重を重ねながらも行うべきであるというふうを考えます。

事項2、1、子育て支援などについての②義務教育は、無償の立場から学校の給食費を無料にしてくださいについてであります。現状の学校給食法では無理であり、家においても学校においても食事は必ずとるという観点から、原則保護者が負担すべきだと考えます。

以上のことから、陳情第23号は賛成いたしかねます。

以上です。

○水野委員

陳情第23号に関して、知立政策研究会は賛成の立場で討論させていただきます。

陳情の趣旨は、地域住民の命と健康、暮らしを守るために社会保障の施策拡充をすべきというものであり、陳情事項2の1、子育て支援などの施策の充実を図るべきであるという陳情者の願いに対して、③放射線被曝から子供を守るため食の安全管理を万全にしてほしいということに関しては、東電、福島第一原発の事故は多くの住民、特に子供たちに放射線被曝という大問題をもたらしました。

行政が食の安全管理を行うことは当然であります。知立市では川合教育長の英断のもと、もう既に放射線測定器シンチレーションを購入し、子供たちの健康を守るべき食の安全管理に役立てております。

また、陳情事項2の2、障がい者・障がい児施策の拡充の中で、避難所において障がい者の方々にとっては多くの施設、特にトイレなど使い勝手が大変悪いとあちこちで問題視されております。

このことを私たちは、障がい者の立場、目線で考えなければなりません。陳情者の言われることは多々賛同できる部分があり、この陳情書は採択でお願いします。

○田中健委員

陳情第23号 社会保障の施策拡充についての陳情書について、市政会を代表して意見を述べさせていただきます。

陳情事項の内容について賛同できる部分もありますが、一部については我々の会派と異なる考え方があるため、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

例えば1、自治体の基本的なあり方についての②愛知県地方税滞納整理機構に関する記述ですが、徴税は自治体の業務であることを踏まえて滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでくださいとあります。

本件では、個人市民税を初めとする地方税の収入未済額の縮減と市町村職員の徴収力向上を図るため、平成23年4月に県内6ブロックの43市町村とともに地方税滞納整理機構を設置し、強力に連携しながら積極的な滞納整理を行っており、初年度においても高い成果を上げております。さらには平成23年12月に策定した行革大綱に係る重点改革プログラムにおいて、未参加市町村11団体の理解を得て参加拡大を図る取り組みを目標としてあげておりますが、本年4月に春日井市、清瀬市がさらに参加し、今回さらに2町村の参加により、県内全54市町村のうち47市町村が地方税滞納整理機構へ参加することとなりました。

平成23年4月、個人県民税及び個人市町村民税を初めとした市町村税の収入未済額の減額を図るため、これまで滞納地方税において従来の市町村単独での回収には、以下のような困難点がありました。

多くの市町村では、専任の職員を置けず、人事異動により徴税ノウハウが引き継がれない。地域的しがらみにより滞納処分などが困難。悪質な場合は行政対象暴力が絡み、経験者のアドバイスが求められる。これらの問題の打破のため、2001年

に初の全県滞納整理機構として茨城県で機構が設立され、任意組織としては香川県に2005年、初めて行使となりました。現在、2007年から国から地方への財源移譲があり、地方自治体の未収税額に占める個人市民税の割合が増大したため、こういった整理機構の活躍がますます期待されております。

また、陳情事項2の1、子育て支援における義務教育の無償の立場から学校の給食費は無料にしてくださいについても、憲法第26条第2項にある義務教育の無償の範囲について、過去の最高裁の判例において、無償とは授業料の無償を意味し、その他の必要となる費用を一切保障するという意味ではないとされており、学用費などその他一切の無償を意味するものではないとされております。こういった観点から、給食費についても現時点では自治体が補うものではないという認識になっております。

ただ、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境の整備を図る。それをもって少子化対策を推進するという目的で第3子以降の学校給食費無料化などの実施などの事例もありますが、現在の当市にとってこれが当てはまるか、まだまだ検討の余地があると考え、本理由をもって本陳情は不採択とさせていただきます。

○高橋委員

本陳情について、全面的に賛成の立場で発言をしたいと思います。

けさ一番で西村さんが陳述をされまして、請願書の陳情書の中身をさらに幾つか具体的な分野で言及されました。今、各委員が御指摘がありますように、この陳情書の1つの大きな柱は、地方税の回収機構にかかわる問題であります。

今、それぞれ御発言がありましたが、2011年、平成23年4月1日に西三河地方税滞納整理機構というのが設立をされました。この設立で1年半、約2年近くなるんですが、平成23年度の滞納処理の実績を見ますと、愛知県全体の整理機構の徴収率が53.3%、27億円程度を回収されております。

西三河の知立市の入るところは29.6%という実績であります。

なお、平成24年度10月までについては、申し上げましたように、愛知県全体で19億円、38.1%、西三河で27.6%という収納実績をあげておられる、こういうことになっています。

ただ、西村さんも発言されておりましたし、ここにもありますように、この徴税機能というのは一体どういう組織なのかと。今おっしゃいましたように、徴税は地方自治体の業務です。したがって、地方自治体が連合して徴税行為をする場合には、一部事務組合あるいは広域連合という特別地方公共団体という形にしてやっておられるケースがかなりあります。一部事務組合にしても広域連合にしても我が市も消防や処理場であるように、議会というのがあるんですね。議会がチェックするんです、その行政事務について、あるいは行政執行の内容について。

ところが、西三河の行政機構というのはどうなっているかといいますと、法人格を持っておりません。これは要綱でつくられた任意組織として設立をされています。ですから、議会もなければ、さわることもできない。今、実績を述べましたけども、そういう内容になっておるんですね。職員は知立市からも今1名派遣されております。これ関係市から派遣されてきて、知立市の職員は知立市の滞納者に対応するのではなくて、高浜市とか安城市とか他市の自治体の徴税事務をされている。知立市の職員が任意団体の機構へ派遣されて、何で高浜市の人の滞納処理ができるかということですよ。

冒頭にあったように、徴税は市町村自治体の業務であります。その自治体を飛び越えて収納してみえる。ここにこの組織の極めて立法的視点ではない問題があるんですね。これは参加相互の市町村の徴税吏員ということで併任辞令を受けるんです。知立市の職員は知立市の徴税吏員ですが、機構へ行って高浜市の徴税をしようと思うと高浜市の徴税吏員を併任されるんですね。併任辞令を受けるんです。こんなことってあるんですかとい

うことなんですね。

したがって、西三河の機構の場合には、全て差し押さえをする場合でも市長名で差し押さえています。ここの機構の名前では差し押さえられないんです。市長名で差し押さえ、知立市民の場合ね、そういうことになっているんです。こういうかなりむちゃくちゃな地方自治法や地方税法を無視するような機関ですので、やられている徴税行為もかなり問題だと。先ほどおっしゃいましたね、西村さんがいるんなことを。

じゃあ、どういう人たちがこの機構へ送られるのかということですね。機構の処理する能力ありますから、枠をつくって知立市から幾つ機構のほうへ出してくださいというようなこともやられておるようであります。一般的には悪質滞納者を市町村から移管して、財産調査をして差し押さえ、公売の処分を強力に行う、こういう目的で機構のほうへ案件が送られてくるというふうになっております。問題が、したがって幾つか生まれております。若干紹介したいんですが、第1は、払いたくても払えないという善意の納税者まで機構に送るといことがないわけではありません。

したがって、どういうことが起きるかという、市役所と相談して約束どおり分納していた納税者が機構に送られると。最初は50万円以上の滞納という基準だったが、それがどんどんエスカレートしまして、納税者の実情から判断するのではなくて幾つ解決するかという視点で徴税行為が行われているということですね。これは納税者の実態をよく調査して、適正な徴税をするという地方税法の本旨に反するものであります。

2つ目に、生存権が侵されるような差し押さえが横行しているということですね。払わなければ差し押さえだと。どこからか借りてきてでも払いなさいと。公権力による威圧というような場面がしばしばございます。

けさ方、西村さんは、業者の話をされまして、業者の口座に入のお金、もちろん入ってくるわけで、それはやがて仕入れに使わなきゃいけない、従業員の給与を払わなきゃいけない。みんなの生

活費として消えていくものなんですが、そこへ差し押さえが入るとい実態があるわけでありませう。

3つ目は、納税者の訴えに耳を貸さない密室対応だということでありませう。かつて我が党の中島牧子議員が安城市の機構へ一緒に行ったという話を一般質問でされたことがあります。昨今では滞納者が認めた人であっても同席を認めないというようなことが横行しておるようでありませう。

したがって、納税者は威圧をされて、十分な援護も受けられずに密室で納税者一人きりになって非常につらい思いで対応せざるを得ないと、こういう状況になっているんですね。

納税者は納税する義務がありますから、納税するのは当たり前なんですが、格差と貧困が連鎖する中で、生活保護費もふえておりますし、こういう滞納状況がふえている。これを納税者の立場に立って、そして実態に合わせて正確に的確に徴税していくという視点を欠いた市町村の滞納整理機構については問題だと、この陳情者の趣旨に賛同するものであります。

先ほど就学援助の1.4倍の話もあつたんですが、当市は生活保護費は1.4倍ではなくて児童扶養手当をベースに考えられておりますから、實際上1.4倍に近いところまでクリアされていると。これ、ちょっと書き方が違うんですが、そういうことはひとつ委員の皆さんも御紹介、御理解をいただきたいというふうに思ひませう。

学校給食の問題も出ましたけども、これは全国で給食代を補助する、無料にする自治体はふえております。新城市もそうですし、この間、個別に委員の皆さんには紹介したんですが、岡崎市の市長が、あの市長選挙で給食費を無料にするというのを公約として掲げられて当選されました。

今後どうなっていくのか、私、注目したいんですが、あながちなことを要求されているわけじゃない。やはり子育ての皆さんの願ひがこういうところにあるということは、お互いにしっかり受けとめて、この陳情の願ひをしっかりと酌み取ることが市議会議員として必要だということは申し上げておきます。

以上で、賛成討論といたします。

○山崎委員長

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第23号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第23号について不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、陳情第23号 社会保障の施策拡充についての陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第24号 消費税率引き上げ中止等を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○神谷委員

陳情第24号 消費税率引き上げ中止等を求める意見書の提出を求める件につきまして、民友クラブとして不採択の立場で討論をさせていただきます。

ことし、社会保障と税の一体改革法案が国会で成立をいたしました。消費税の増額分については医療、年金、介護、子育て支援について現時点では使われると聞いております。人口減少、少子高齢化時代の今、我々の子、孫の世代につけを残さないためにも、陳情第24号は賛成いたしかねます。

以上です。

○安江委員

陳情第24号 消費税率引き上げ中止等を求める意見書の提出を求める陳情書に対し、不採択の立場から討論させていただきます。

日本は、いまや世界一の借金大国であります。今後、毎年1兆円規模の社会保障費の増大が叫ばれています。税と社会保障費の一体改革が行われなければ、日本の財政破綻は火を見るより明らかであります。膨らみ続ける社会保障費への対応を考慮し、その対策をしなければならぬところでもあります。

インフレの促進により借金の負担をなくすとの意見もあるところではありますが、全くの暴論であると思います。税の公平性を確保しつつ、低所得者に配慮をした消費税の引き上げによる増収策は、今般の日本にとって喫緊の課題ではないかと思うところでもあります。次世代に多くの借財を残すことは、我々の世代としては最も避けなければならないものと考えます。住民の命と健康、暮らしを守るため、消費税の引き上げは必定だと思われれます。

よって、一意の会としましては、不採択とさせていただきます。

○水野委員

陳情第24号に関して、知立政策研究会は賛成の立場で発言いたします。

さきの衆議院選挙で民主党政権から自民政権中心の政権が変わるということで、安倍総裁のほうも慎重な言い回しになっておりますこの消費税につきましては、消費税は、一見公正な税制と思われがちであります。自分の懐、財力に見合った物品を購入するのだから公平な税制と主張する方々が多々います。果たしてそうでしょうか。お金に余裕のない方は、当然税率が上がれば、その分だけ買い控えをするわけで、地域経済はもとより、日本経済にとってマイナス成長に陥ってしまう可能性が高まると思います。

消費税率は2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げることとなっております。民主党は、財源の担保もなく選挙目当てとも受け取られ

る公約のもと、ばらまき施策を行ったために莫大な財源不足に陥りました。歳入不足のための安易な消費税率を引き上げる施策は、全く理解できないところでもあります。陳情者はもとより、多くの国民の理解を得ることはできません。

消費税を引き上げる前に、まず行財政改革を推し進めるべきであり、野田総理が今こそ決める政治をすべきと力んでいた消費税率引き上げについては、総理自身全く説明責任を果たしていません。復興に使うべきお金を震災で大きな被害に遭った地域以外にも用途されるという迷走ぶりには驚くばかりです。同様に、消費税率を引き上げて、そのお金をどのように使うかわけがわからないと多くの国民は不信感を抱いています。もっと議論をすべきであり、陳情者が言われることに対して多々賛成できることも多く、この陳情第24号につきましては採択をお願いします。

○田中健委員

陳情第24号 消費税率引き上げ中止等を求める意見書の提出を求める陳情書について、市政会を代表して不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情の趣旨として、消費税は最も不公平な税制としていますが、今後の税制のあるべき姿として我が国の暮らしを維持していくために不可欠な経済成長を実現するために必要な国際競争力強化、そして社会の構造において少子高齢化が進む中で、負担の公平と活力の維持を考えれば、ある程度の直観比率の変更が必要だという点に考えて立つ必要があります。頑張っている個人からの所得税や稼いでいる企業からの法人税に負担が集中している構造は、今後も改善していく必要があります。

消費税の論議も、単に上がった下がったではなく、こうした税システム全体の中での所得税、法人税、消費税のバランスの中で議論されるべきです。バブル崩壊後1990年代以降、一般会計の税収と歳出の差が大きく乖離する状況が続いており、毎年の国債発行額も高くなっています。少子高齢化に伴い、これから増大する社会保障費を考える

と日本の財政状況は深刻であり、財政再建のために増税が必要であるという見方が大勢です。

そういった部分で、消費税増税の是非を比べれば名目成長率1.5%で消費税増税したときと、名目成長率11.7%で消費税増税しないときが同じ税収になるという見識データも出ております。これは大変新しい視点かもしれませんが、大切なことは、消費税を増税しても経済成長率ができるだけ落ちないようにする方策をとるべきであり、消費税増税を延期するか否かという議論に立つべきではないと考えております。

また、陳情にはマイナンバー制度は個人情報の流出やプライバシーの侵害などの懸念を取り上げ反対していますが、税と社会保障の一体改革の中で国民共通番号、いわゆるマイナンバー制度は給付と負担の公正性と明確性を確保するための基盤であると考えられています。導入することで社会保障や税制度の効率性、透明性を高める、そういった部分では国民にとって利便性の高い社会を実現するといわれています。

今のところマイナンバーの活用範囲は限定されていますが、将来その範囲が拡大すれば事務事業全般が効率化するという見方もあります。このマイナンバーという一般的な名前になっていますが、最大の目的が納税者番号ともいわれていますが、主要国で納税者番号のない国は日本ぐらいしかなく、所得の捕捉率が低くなっているのも現実です。そういった部分では、これをどのように公開と保護のバランスをとっていく、いわゆる便利と安心をバランスをとっていくかという視点に立って、今ではそのコンピューター、IT等も同じような利便性と恐怖のはざまに立っておりますが、どのようにメリットを広げるかということに議論を集中すべきではないかという視点に立って、本陳情に対しては不採択の立場でとらせていただきます。

以上です。

○高橋委員

昨晚未明にかけて総選挙の開票が明らかになり、政権党に大変厳しい国民の審判が寄せられました。

その要因はやがて解明されるでしょうが、私が直感しているのは、消費税の増税をしないとっておきながら、それを強行されたということが、家庭を預かる地域の皆さんにとって、極めてショッキングな出来事ではなかったのかと、それがあの結果になったような気がしてなりません。

今回、補正予算でも久田委員から御指摘があったように、将来の消費税の歳入見込みについて御議論がありました。消費税が上がれば歳入がふえるのかという基本的な問題については、ほんとに解明しなきゃいかんというふうに思うんですね。1997年に橋本内閣のもとで強行された消費税の5%の増税、このとき医療費も一緒に上がりましたので総額9兆円の負担増になりました。当時景気はどうだったかという、今と違って回復途上、こういう景気がありました、これがどん底に突き落とされたわけでありまして。その結果、財政破綻が一層ひどくなりました。

消費税増税前の1996年と増税した直近の2010年の国の歳入状況をちょっと調べてみますと、消費税は3%から5%になりましたが、消費税は7.6兆円が12.7兆円になりました。消費税はふえました。ところが、国の歳入は90.3兆円から76.2兆円と歳入減ってしまったんですね。消費税は上がった。今の議論は消費税は上がると、それはそういうことなんです、国の歳入が下がっちゃったと。なぜかといえば、それは景気が大幅に落ち込んで、そして可処分所得が減ってきた。

1998年と2010年の民間給与を比べてみますと、民間給与は87%に落ち込んでいます。大企業の内部留保は182%、ぐっと右肩上がりでも大幅な増収ですね。この間にあわせて法人3税が大きく減税されましたということも重ね合わせて考えますと、消費税は確かに税額としてはふえたけども、国の歳入が減っちゃったと、こういう議論が歴史的にありましたね。その結果、4年間で何と200兆円もの借金がふえました。

今回はどうかといえば、消費税が10%に引き上げられて13兆円、加えて年金の減額が明らかになりましたね、年間16兆円。さらに各種制度の改悪

等医療、保険料の引き上げなどによりまして年間20兆円もの大幅負担が国民にかかるわけでありまして。国民の所得は、先ほど言ったとおりです。このままいけば、多分大幅に税収が下がり、日本経済は底が抜けるような状況になることは明らかだと思っんですね。それでも消費税かと。

共産党は、したがって、社会保障の財源に消費税を充てるのは好ましくないと、逆進性がありますから。そういう点で、新しい財源を発表して、消費税によらない経済再建の道を提案しております。民主党が途中で八ツ場ダムなど腰砕けになりましたが、無駄の一扫、今申し上げた大企業の内部留保。これは内部留保があるんだけど使う道がないと。これを下請単価の引き上げや労働者の雇用の拡大につなげる、こういうことも必要ですし、富裕層の増税、不公平税制の見直し、こういうものをしっかりやる。さらには累進性の強化ということをやっていけば消費税の13兆円を十分回収することができるというふうに考えております。

したがって、本陳情が主張されている論点、まさに同感であります。本陳情に賛成をいたします。

○山崎委員長

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第24号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第24号について不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、陳情第24号 消費税率引き上げ中止等を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、企画文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時51分開会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長